

入札に関する説明書

本説明書は、高浜市役所ほか１２施設（１３契約）で使用する電力（単価契約）に関する入札について適用する。

１ 件名

高浜市役所ほか１２施設（１３契約）で使用する電力（単価契約）

２ 履行期間

契約締結日から令和１０年３月３１日まで

３ 公告期間

令和８年９月９日（水）から令和８年１０月９日（金）まで

４ 電力リバースオークション期間

令和８年１０月１３日（火）から令和８年１０月２１日（水）まで

５ スタート価格

75,239,476 円（税込み）

６ 入札金額

単価に数量をかけた総価による入札とする。なお、入札金額は税込みとする。

７ 入札方法

電力リバースオークション運営者が提供する電力リバースオークションサービスを利用すること。

８ 入札金額算出方法

- （１）基本料金単価は月ごとに変更して構わない。
- （２）従量料金単価は月ごと、提供するメニューにより時間ごとに変更しても構わない。
- （３）環境価値単価を設定する場合は、固定単価とし年間通じて同一単価とする。

- (4) 燃料調整単価は、入札を行うメニューごとに電力リバースオークション運営者が指定する単価を使用すること。
- (5) 容量拠出金の負担額について、単価を設ける場合、年間を通じて同一単価とする。ただし、契約期間が4月をまたぐ場合、年度ごとに単価を設定しても構わない。契約締結後は、当初提案した単価から変更はできないものとする。
- (6) 託送料金、損失率を考慮する場合、契約期間において適応される値を利用すること。なお、入札時点において、契約期間における託送料金、損失率の変更が一般送配電事業者から経済産業省へ申請されている場合は、認可の有無にかかわらず電力リバースオークション運営者が指定する条件に従うこと。
- (7) 入札金額に再生可能エネルギー発電促進賦課金、電気・ガス価格激変緩和対策は含めないこと。

9 入札条件

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (2) この公告の日から開札の日までの期間において、「高浜市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成24年4月1日施行）（以下「合意書」という。）に基づく排除措置を受けていないこと。
- (3) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定に基づき、小売電気事業の登録を受けている者であること。
- (4) 公告終了日（令和8年10月9日）までに㈱エナーバンクとの間で「エネオク」の利用に係る契約を締結していること。

10 落札後の手続き

- (1) 入札見積書の提出
落札事業者は、入札額の内訳となる見積書を提出すること。
- (2) 入札参加登録
落札事業者は、電力供給開始前までにあいち電子調達共同システム（物品等）により高浜市への入札参加登録を済ませること。